平成26年第2回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 平成26年6月5日(木曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

1番 榎本 真弓 2番 森本 信明 3番 小宮山正儀

4番 土屋 春江 5番 西藤 努 6番 田中 三江

7番 橋本 昭 8番 山浦 妙子

10番 宮下 典幸 11番 小池美佐江 12番 滝沢寿美雄

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 11名
- 1. 欠席議員 9番 箕輪 修二
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳

総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和

産業振興室長 中村茂弘 町民課長 羽場幸春

農林課長 小平春幸 建設課長 武重栄吉 観光課長 今井一行

教育次長 宮坂 晃 会計室長 市川清子

たてしな保育園園長 中谷秀美 総務課長補佐 遠山一郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

5番 西藤 努

6番 田中 三江

散会 午後2時21分

議長(滝沢寿美雄君) おはようございます。先日、全協でもお伝えをいたしましたが、職員 の皆さんも一緒に、夏期の軽装取り組みを実施しておりますので、上着や男性のネクタイの着脱につきましては、個人にお任せをいたしますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回立科町議会定例会を開会します。

これより本日、6月5日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、教育長、関係課長です。

報告をします。箕輪議員より入院療養のため欠席届が出ています。

次に、本日の会議における蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから、町長招集 のあいさつの撮影と、広報たてしなの取材撮影を、それぞれ許可をしてあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長(滝沢寿美雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を、議長において行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、5番番議員、西藤 努君、 6番議員、田中三江君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長(滝沢寿美雄君) 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、橋本 昭議会運営委員長より報告願います。橋本 昭議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番(橋本 昭君) おはようございます。議会運営委員長の橋本です。議会運営委員会より、 会期の検討結果について、ご報告申し上げます。

会期につきましては、5月23日、議会運営委員会を開催し、平成26年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出されている案件の状況を鑑み、会期は、本日から6月16日までの12日間とすることが適当との結論に達しました。

議員各位には、各議案並びに請願、陳情について十分かつ慎重なる審議をされるようお願いし、また、町当局には、議案は細心の注意を払い作成されていると思いますが、念には念を入れてチェックするよう指導されますことをお願いし、会期についての報告を終わります。

議長(滝沢寿美雄君) お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の 会期は本日から6月16日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 [(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの12 日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。長坂事務局長。

議会事務局長(長坂徳三君) 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づき説明いたします。

本日は、会期の決定、町長招集のあいさつ、諸般の報告、議案の上程、提案説明を 行います。午後1時30分より、全員協議会を第1委員会室で開催し、全員協議会終了 後、議会だより編集委員会を行います。

2日目、6日は、午前10時に開会し、議案質疑を行います。質疑終了後、委員会に 議員の付託を行います。

3日目、7日、4日目、8日は休会です。

5日目、9日は、午後1時30分から社会文教観光常任委員会を開催し、付託案件の 審査を行います。

6日目、10日は、午後1時30分から総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査 を行います。

7日目、11日は、午前10時に開会し、一般質問を行います。

8日目、12日は、午前10日に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

9日目、13日は、委員会予備日とし、10日目、14日、11日目、15日は休会です。

12日目、16日は、午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会とします。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長(滝沢寿美雄君) 日程第3 町長招集のあいさつ、小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長(小宮山和幸君) おはようございます。田植えも済み、木々の緑の深まりとともに、さわやかな初夏の季節を迎えました。本日、ここに、平成26年度第2回立科町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、国におきましては、日本経済の再生を最優先課題として、金融緩和、財政出動、成長戦略を基本方針とした経済政策を進めております。現下の国内経済情勢は、 政権交代以降、円安と株価の上昇により、景気は徐々に回復しつつあると言われてお ります。

このような中で、4月から消費税の税率が5%から8%に引き上げられました。平成9年以来、17年ぶりの引き上げであり、増税分は、社会保障制度の財源に充てられ、一定の財政改善につながるとされております。

一方で、私たちの生活にかかる負担は、平成26年度に国全体で5兆円程度ふえると 見込まれており、これからの消費の動向、経済の動向が心配されるところであります。 当町におきましても、3月までの駆け込み需要の反動減は、少なからずあるやに感じ ております。

さらに、平成27年10月には、8%から10%へと引き上げされると言われており、引き上げの決定は、7月から9月期の国内総生産改定値などを踏まえ、年末に判断するとしております。注視していかなければなりません。

次に、昨年3月に参加表明をし、日本の農業に変革を迫るTPP交渉が続けられております。今年4月下旬にも日米協議が開催されましたけれども、合意には至っておりません。我が国が聖域としてきた牛肉・豚肉の関税を下げ、米の輸入枠拡大の方向で交渉がされたとしており、ますます厳しさを増す農業経営環境には、大変大きな不安が残っております。ぜひ世界に通用する強い農業をつくってほしいと願うものであります。

このTPPと期を同じくし、道州制についても議論が本格化しております。

地方の時代と言われ、相当の年月が経過しておりますが、道州制は、国・県・市町村の全てを通じた、国と地方のあり方の根幹に関する問題であり、大きな統治機構の変革であります。地方分権に名を借りた、新たな集権体制を生み出すものであり、地域間格差の一層の拡大、小規模町村は住民自治が埋没する、国の崩壊、信州の風土に合った多彩な町村がなくなるなどの懸念をされます。我々、行政組織のさまざまな分野に影響を与えるものと、大変危惧をしておるところであります。

4月には、推進本部総会に道州制推進基本法案が提示され、ここでは、慎重意見が 続出をされました。

町でも、道州制推進基本法案の国会提出と道州制の導入には、断固反対の立場であり、関係する国会議員に、慎重の上にも慎重に対処し、地域の声を聞くよう要請行動をしてきたところであります。今後の動向を注視し創意工夫を重ねながら、魅力あるまちづくりを進めたいと考えております。

さて、このような状況の中で、町政運営に当たりましては、健全財政を維持するとともに、住民参加の幸福な町を目指し、子育て支援、立科教育、環境・産業振興、高齢者福祉、そして将来への投資などの諸所の施設を進めておるところでございます。

4月からの今年度事業の状況でございますけれども、まず、子育て支援では、次代を担う子供たちの健やかな成長を願う、「たてしな保育園の歌」が松任谷由美さんの作詞・作曲によりでき上がり、ことしの入園式で披露をされました。園内には、園の

歌が毎日流れ、歌詞のごとくに、この町を愛する子供たちがすこやかに育つよう願っております。

また、今年度から保育料も平均15%の引き下げを行い、保護者の負担軽減に、子育 て支援の充実がさらに向上いたしました。

次に、立科教育は2年目に入りました。子供たちに、生きる力、生き抜く力を培うため、小・中・高校連携事業は、昨年の成果と課題を総括し、連携先は、小・中学校連携、中学校・高校連携とも最も効果の上がる学年に設定し、引き続き教員の加配をし、教育の支援をしております。

立科教育を進めるに当たっては、小学校、中学校、高校だけでなく、家庭、地域、 行政、事業所等、多くの関係者の支援、また協力が必要であります。最終的には、地 域の振興につながるよう願うものであります。

次に、環境分野では、 CO_2 削減に貢献すべく、従来の太陽光発電の補助に加え、本年度は、まきストーブ購入補助事業、住宅断熱性能向上リフォーム事業を新設いたしました。 6月9日より募集を開始してまいります。多くの皆さんが活用されるよう期待をしております。

産業振興支援では、まず、本年2月の豪雪災害で多くの被害が発生をいたしました。 1日でも早く復旧することを願い、被災農業者向け経営体育成支援をしてまいります。 また、田舎暮らしを推進するため、空き家情報の収集、上田地域定住自立圏との連 携によります企業誘致に、取り組んでおるところであります。

高齢者福祉では、引き続き社会福祉法人ハートフルケアたてしなへの支援をしてまいります。現在、建設予定地の造成中でありますが、夏ごろには建築本体工事に着手できるかと思っております。

新たに取り組みをしました将来への投資では、ふるさと交流館の検討会議からの答申でございます、町の歴史や文化、町の偉人など、人が常駐をして紹介しながら、さらに、産業と観光振興の情報発信基地として、ふるさと交流館芦田宿を、この4月23日に新装オープンをいたしました。この場所でのふるさとの教育、学校間の連携も可能と考えており、豊かな情操を育てるための活用や、町民の皆さんが気軽に集える場所づくりになればと考えております。

オープンから昨日までに署名をされての利用者数は、約500名程度との報告がございます。多くの皆さんが訪れますよう願っております。

今後とも、議員各位には諸事業に対しご理解、ご協力を賜りたく、よろしくお願い を申し上げます。

続きまして、議案の概要を申し上げます。

今議会に提出を予定しております案件は、平成26年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をいたしました条例改正2件、平成25年度一般会計ほか補正予算6件、繰越明許費変更の報告1件であります。

また、議案第40号から第43号までは、事務の効率化と経費の削減と長期にわたる事業推進のためとして、平成27年4月1日付で、東信地域と北信地域の町村交通災害共済事務組合の統合が予定をされております、当町が現在加入しております、東信地区交通災害共済組合に関する規約の変更、解散、解散に伴う財産処分、この新組合への加入に関する案件で4件であります。

条例改正は8件あります。

議案第44号は、地方税法一部改正に伴う、法人税・軽自動車税税率の改正であります。

議案第45号は、立科温泉権現の湯の基本料金の変更はございませんが、期間券の利用額の乖離を是正するため、利用回数による清算により利用者の公平を期すなど、プリペイドカードへの利用システムへの一部変更、一部改正でございます。

議案第46号から第49号までは、下水道使用料の徴収に関し、明文化のため一部改正 であります。

議案第50号、第51号は、消防団員の定数を現状に合わせ、400人から380人に20人の減員、及び退職報償金を一律5万円増額し、団員の処遇改善をするための改正であります。

議案第52号は、一般会計補正予算(第1号)につきまして、既定予算を1億4,624 万2,000円を増額し、総額を44億9,124万2,000円としようとするものであります。

主な内容は災害復旧費で、2月の豪雪によります被災農家に対する支援として、パイプハウス等、撤去、修繕、再建費であります。

教育費では、小中学校教室天井への扇風機設置による、授業環境改善の工事費を計 上いたしました。

次に、特別会計でありますが、議案第53号 下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、既定予算から132万3,000円の減額で、これは人事異動によるものであります。

議案第54号は、水道事業会計補正予算(第1号)で、収益的収支で33万5,000円、 資本的支出で725万8,000円を補正、これは事業進捗によるものであります。

議案第55号 索道事業特別会計補正予算(第1号)は、収益的収支で営業費用、特別損失を減額し、予備費で調整をしましたが、人事異動による補正であります。

以上、議案の概要を申し上げましたが、それぞれの詳細につきましては、関係課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

続きまして、3月定例会以降につきまして主な町長諸般の報告を申し上げます。

3月12日には、オレゴン訪問団壮行会に出席し、中学生を初め参加者に激励をして おります。

3月14日に、白樺湖下水道組合議会が開催され、出席をしております。

16日には、小諸市庁舎起工式がございました。副町長が出席をしております。

18日には、卒業生66名の小学校卒業式に出席をし、同日、芦田財産区議会が開催され、新年度予算について決定されました。

19日には、卒業生79名の中学校卒業式に出席し、午後は、北佐久行政連絡協議会が開催され、平成26年度事業計画等か決定をいたしました。

統合後初めてのたてしな保育園の卒園式が行われ、44名の園児を送り出しました。 25日には、佐久広域連合第1回の定例会が開催され、平成26年度予算及び25年度補 正予算などが決定されました。また、蓼科高等学校入学予定者106名に勉学に励むよ う激励をしております。

4月1日には、採用及び異動職員への辞令交付を行い、新年度予定者を新年度のスタートいたしました。

4月2には、町の未来を担う子供たちの健やかな成長を願って入園式を行い、162 名が入園・進級し、松任谷由美さんにつくっていただきました、保育園の歌が披露されました。夜には、消防団幹部・新入団員任命式に出席をし、安心・安全な地域づくりのために訓示を申し上げました。

4日には、小学校及び中学校の入学式、5日には蓼科高校の入学式が行われ、希望 に満ちた児童・生徒にお祝いと激励の挨拶を申し上げました。

11日には、区長会・部落長会の総会が開催をされ、地域の取り組みに対する支援と、 また、まちづくりに対するご協力をお願いしております。

15日には、新クリーンセンター首長会議に出席し、一部事務組合立ち上げについて協議をしております。

18日には、蓼科白樺高原観光協会総会に出席し、激励をしております。

20日には、東御市発足10周年記念式典が行われ、出席をしております。

22日には、町村会・政務調査会合同部会が開催され、県の施策、事業等について説明を受けました。

23日には、情報発信の拠点の一つとして、ふるさと交流館芦田塾の新装オープンをしました。

25日には、北佐久郡行政連絡協議会が開催され、出席をしております。

また、交通安全協会定期総会が同日開催され、日ごろの活動に対し感謝を申し上げたところであります。

28日に水神祭、5月2日には細久保山ノ神祭典が行われ、1年間の安全と自然の恵の安定供給を祈願したところであります。

30日には、議会全員協議会を開催し、農業施設雪害対策事業等について協議をいただきました。

5月8日には、北佐久行政連絡協議会5月定例会に出席をしております。

10日には、蓼北バレーボール大会に出席し、検討と激励を申し上げました。

12日には、立科金属創立50周年記念式典に出席し、町商工業を支え、雇用や地域経済の発展に寄与されたことに対し、感謝状を贈呈いたしました。

19日には、新クリーンセンター首長会議に出席し、組合設立に向けての協議をしております。

20日には、シニア大学佐久学部入学式に出席、午後は、佐久防犯協会連合会総会に 出席し、地域の連携、防犯意識の高揚推進を図ることをお願いしてまいりました。ま た、佐久法人会立科支部総会が開催され、お祝いを申し上げたところであります。

22日には、諏訪湖流域下水道促進協議会に出席をしております。

23日には、第2回定例議会に向け開催された議会運営委員会に出席をいたしました。また、佐久広域正副連合長会議が開催され、出席をしております。

26日には、蓼科高校育成会総会が開催され、魅力ある高校づくりのため、事業について協議をいたしました。

6月1日には、夏山開き、すずらん祭りが行われ、夏山シーズンの安全と多くの観 光客の皆さんが訪れていただきますよう、祈願をいたしたところであります。

以上で、町長諸般の報告といたします。

◎日程第4 議会諸報告

議長(滝沢寿美雄君) 日程第4 議会諸報告を行います。

議長の報告は、配付いたしました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、西藤 努総務経済常任委員長、報告ありますか。

5番(西藤 努君) それでは、総務経済委員会では、2回の視察を行っておりますので報告 いたします。

まず、4月25日、女神湖住宅町営住宅の現状について視察しております。同じく別 荘地の管理状況、また樽ヶ沢埋め立て現地の状況等、3カ所の現地視察を行っており ます。

次に、5月26日、都市農村交流センター耕福館におきまして、みそづくり体験事業 の現状について現地調査を行いました。

以上です。

- 議長(滝沢寿美雄君) 次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、報告ありますか。
- 4番(土屋春江君) それでは、社会文教観光常任委員会の活動報告を申し上げます。

4月24日9時半より、蓼科ふれあいセンター会議室において、蓼科白樺高原観光協会様、白樺リゾート観光協会様と観光協会が抱えている課題を提起していただき、意見交換を実施いたしました。

以上です。

議長(滝沢寿美雄君) これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第31号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第5 議案第31号 専決処分の承認を求めること(立科町町税条 例の一部を改正する条例)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長(笹井恒翁君) おはようございます。議案第31号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、立科町町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、立科町町税条例を 準じて一部改正し、専決処分にて制定をいたしました。

改正文が多いため、朗読のほうは割愛をさせていただきます。

改正内容でございますが、第23条第2項につきましては、納税義務者等を規定した ものでございます。これにつきましては、法改正に合わせる文言の改正でございます。 次に、第33条第5項につきましては、号ずれを修正したものでございます。

第47条の2及び第47条の5につきましては、年金所得に係る仮徴収税額の見直しに よる改正でございます。徴収事務の効率化がされるものでございます。

1ページの下段になりますが、第48条、第52条、第57条、第59条は、文言の改正でございます。

一番下の行から2ページ中段までの第82条でございますけれども、これにつきましては、軽自動車税の税率でございます。平成27年度以降に新たに取得する四輪車等の税率を自家用乗用車につきましては1.5倍、その他の区分の車両については1.25倍に引き上げるものでございます。

また、二輪車等につきましても、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率の場合には、最低2,000円までに引き上げるというものでございます。

このほかの条文につきましては、文言の改正となります。

次に、3ページの中段でございますが、軽自動車税の税率の特例を規定した附則第 16条でございます。三輪車以上の軽自動車に対する経年車重課、年数を経過した車に ついて新たに規定がされたものでございます。

4ページ下段からの附則第19条でございますが、株式等に係る課税の特例について、 法改正に合わせ改正をするものでございます。

附則第21条及び第21条の2につきましては、法人等に係る固定資産税の特例の適用 に関する申告について、条ずれを改正するものでございます。

附則で施行期日及び経過措置を規定しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げま

す。

議長(滝沢寿美雄君) これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(立科町町税条例の一部を改正する条例)の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第31号 専決処分の承認を求めること(立 科町町税条例の一部を改正する条例)については、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第32号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第6 議案第32号 専決処分の承認を求めること(立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長(笹井恒翁君) 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179条第1項の規定により、立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決 処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでご ざいます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布され、4月1日からの施行でございます国民健康保険条例を準じて改正し、専決処分にて制定をいたしました。

主な改正内容でございますが、やはり条文の朗読は割愛をさせていただきます。

第2条につきましては、課税額についてでございます。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額、現行14万円を16万円に、介護給付金課税額12万円を14万円に引き上げるものでございます。

2点目としまして、第23条でございますが、国保税の減額でございます。低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減対象世帯の軽減判定所得、現行35万円を45万円に引き上げを行うものでございます。

このほか附則の中で文言の改正がございます。施行期日につきましては、第2条第

3項及び第4項、第23条につきましては平成26年4月1日でございます。ほかの改正 につきましては、平成29年1月1日の施行でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(滝沢寿美雄君) これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号 専決処分の承認を求めること(立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についての採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 専決処分の承認を求めること(立 科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)については、原案のとおり承認され ました。

◎日程第7 議案第33号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第7 議案第33号 専決処分の承認を求めること (平成25年度立 科町一般会計補正予算(第9号)) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長(笹井恒翁君) それでは、議案第33号 専決処分の承認を求めることにつて、地方 自治法第179条第1項の規定により、平成25年度立科町一般会計補正予算(第9号) を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするもの でございます。

平成25年度立科町一般会計補正予算(第9号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,736万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を50億8,784万2,000円とするものでございます。

それでは、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正でございます。2つの事業について事業費を変更するものでございます。

7ページでありますが、第3表地方債の補正で、いずれも工事費の確定により、額

の変更をするものでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳入でございますが、2款地方譲与税から、12ページの11款交通安全対策特別 交付金までは、交付額の決定に伴う補正でありますが、その中の10款地方交付税のう ち特別交付税8,071万1,000円を増額いたしました。

12ページにまいります。

12款分担金及び負担金は、施設入所者及び地元負担金の実績に係る減額でございます。

14款国庫支出金は、実績及び実績見込みによる補正でございます。

14ページ、15款県支出金でありますが、いずれも額の確定及び実績による補正でございます。

16ページ、17款寄附金は、4名の方のふるさと寄附金に係る増額補正でございます。 18款繰入金につきましては、5目立科町ふるさと基金繰入金で、それぞれの事業に 充当するものでございます。

20款諸収入は、3項貸付金元利収入の減額、17ページにまいりますが、4項雑入は、町村会共済の受入金及び後期高齢者医療広域連合の補助金交付金増による増額補正でございます。

21款町債でありますが、工事費確定に伴う減額の補正でございます。

次に、18ページ、3、歳出にまいります。

2款総務費では、1項総務管理費1目一般管理費で、社会保険料実績による増額、 3目財産管理費では、別荘等貸付管理経費で実績による減額、基金管理経費では、ふ るさと寄附金積立金を増額計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

7項コミュニティ費は、実績による清掃委託料の減額補正であります。その他総務 費について確定及び財源内訳の補正となります。

3 款民生費1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計への 繰出金の増額を計上いたしました。

21ページ、2目障害者福祉費では、地域生活支援事業補助費及び住宅改良補助金の減額補正であり、22ページ、3目福祉医療費では、財源内訳の変更でございます。

2項児童福祉費の1目及び23ページ、2目につきましては、財源充当でございます。 3目保育所費は、子ども・子育て支援計画アンケート調査委託料の減額を計上いたしました。

3項1目高齢者福祉総務費では、実績見込みによる後期高齢者医療及び介護保険会計への繰出金の減額でございます。

次に、24ページ、2目高齢者福祉事業費では、高齢者・障害者にやさしい住宅改良 事業、実績に伴う減額でございます。 25ページ、4款衛生費1項保健衛生費は、実績による補正でございます。

26ページ、2項清掃費は、財源内訳の変更であります。

27ページ、5款農林水産業費1項3目農業振興費でございます。農業振興費及び 9目農業再生事業費で、実績による減額を計上いたしました。

続きまして、28ページ、2項林業費並びに3項土地改良費は、財源内訳の変更でございます。

29ページ、7款土木費2項道路橋梁費は、道路改良2カ所及び電柱移転補償費の実績に伴う減額補正であり、5項下水道費では、川西保健衛生施設組合負担金、額確定及び下水道事業確定に伴う下水道事業特別会計繰出金の減額補正でございます。

30ページ、9款教育費1項教育総務費では、2目事務局費につきましては、教育文化振興協議会への交付金の増額、これはふるさと寄附金を充当しております。このほか教育費については、財源内訳の変更となります。

32ページ、10款災害復旧費1項農林業施設災害復旧費及び33ページ、2項公共土木施設災害復旧費は、実績に伴います減額の補正でございます。

12款予備費は、1億6,404万円を補正し、7億7,975万1,000円といたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(滝沢寿美雄君) これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[(なし)の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町 一般会計補正予算(第9号))の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町一般会計補正予算(第9号))は、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第34号~日程第10 議案第36号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第8 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成 25年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))から、日程第10 議案第36 号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町介護保険特別会計補正 予算(第5号))までの3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長(羽場幸春君) 議案第34号 平成25年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) つきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の専決処分につきましては、事業実績に伴う補正でございます。

歳入歳出それぞれ3,189万9,000円を減額して、歳入歳出の予算総額を8億3,433万5,000円とするものです。

それでは、7ページをごらんください。主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入の部をご説明いたします。

1 款国民健康保険税のうち一般被保険者国民健康保険税85万円の増、退職被保険者 国民健康保険税220万円増で、総じて305万円の増額補正となっています。

3款国庫支出金のうち1項1目の療養給付費等負担金で376万9,000円の減、8ページをごらんください。2項1目の財政調整交付金で595万5,000円の減となっております。これらは一般被保険者の療養給付費等の実績により減額となったものでございます。

4 款療養給付費交付金では487万円の減です。退職被保険者の療養給付費等の実績による退職者医療交付金の減によるものです。

10ページをごらんください。

9款2項基金繰入金のうち1目財政調整基金繰入金は、保険給付費等の実績から 1,700万円の減額となり、取り崩し3,500万円をお願いすることになります。

次に、歳出でございますが、12ページからごらんください。

2款の保険給付費でございますが、それぞれ実績により減額補正となってございます。2款保険給付費につきましては見込みをやや下回ったものの、前年比で約3%増という実績となってございます。

20ページをごらんください。

8 款保険事業費でございますが、1 項特定健康診査等事業費では、特定健診の受診者数の確定により事業費の減額をするものでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、よろしくご審議の上、お認めい ただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第35号 平成25年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに75万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,345万4,000円とするものです。この会計につきましては、長野県広域連合で医療給付費及び保険料の賦課を行っているものであり、市町村においては、賦課した保険料納付金という形で広域連合へ知らっているものでございます。

4ページをごらんください。

歳入につきましては、保険料及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額であります。 続いて、歳出の6ページにつきましては、県の広域連合への保険料納付金の減額で あり、保険料及び保険基盤安定負担金の減額に伴う内容でございます。

以上、提案の理由をさせていただきましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第36号 平成25年度立科町介護保険特別会計補正予算(第5号) につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、 同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出ともに1億1,143万7,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を7億6,360万7,000円とするものであります。

この会計につきまして、被保険者は25年度3月末で2,436人であり、前年度と比べまして60人多くなっており、また、認定受給者数につきましては438人であり、前年比では25人増となっております。

そのような状況の中、歳入、5ページから7ページまでにつきましては、それぞれ 実績による増額及び減額をお願いするものであります。

次に、歳出でありますが、8ページをごらんください。

1款総務費につきましては、事業実績による減額をお願いするものであります。

続きまして、2款保険給付費につきましても、給付実績による減額でありますが、 主に居宅介護サービス給付費で4,488万6,000円、施設介護サービス給付費で5,148万 6,000円の減額をお願いするものであります。この介護サービス給付経費の補正につ きましては、年度締めから2カ月おくれの確定数値による精算となることから、今専 決処分とさせていただくものであります。

続きまして、13ページより、4款地域支援事業につきましても、事業実績による減額をお願いするものであります。

以上、提案理由のご説明をさせていただきましたが、よろしくご審議の上、お認め いただきますようお願い申し上げます。

議長(滝沢寿美雄君) これから質疑を行います。議案第34号 専決処分の承認を求めること について(平成25年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))の質疑のあ る方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。 **7番(橋本 昭君)** 国民健康保険のページ 9 ページ、他会計繰入金ですけれども、138万 2,000円を一般会計繰入金という形で計上されております。

先ほど専決の一般会計補正予算書で承認をしました中の国民保険特別会計への繰出金が138万4,000円となっておりまして、その138万4,000円と、今回のこの国民保険会計の138万2,000円と、この2,000円の差というのは、何かご説明いただきたいと思います。

議長(滝沢寿美雄君) しばらくお待ちください。

暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

(午前11時03分休憩)

(午前11時15分再開)

議長(滝沢寿美雄君) 休憩前に戻り議事を再開します。

羽場町民課長。

町民課長(羽場幸春君) お答えいたします。

先ほどの橋本議員さんのご質問の中での2,000円の違いでございますけれども、一般会計とこちらの特別会計の中では、出す側と入れる側との中で、千円単位の端数の調整の中で違いが出てくるということで、これに関係する部分については、2口ということで2,000円の違いが生じるということでございます。よろしくお願いいたします。

議長(滝沢寿美雄君) ほかに質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[(なし)の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町後期 高齢者医療特別会計補正予算(第1号))の質疑のある方の発言を許します。質疑は ありませんか。 [(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町介護 保険特別会計補正予算(第5号))の質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町介護保険特別会計補正予算(第5号))の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町介護保険特別会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認されました。

◎日程第11 議案第37号~日程第13 議案第39号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第11 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第5号))から、日程第13 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町水道事業会計補正予算(第4号))までの3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。武重建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 武重 栄吉君 登壇〉

建設課長(武重栄吉君) それでは、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて、地 方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の 規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

平成25年度立科町下水道事業特別会計補正予算書(第5号)でございますが、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,738万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,508万5,000円とします。

5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の1款分担金及び負担金の分担金につきまして、401万2,000円の増額をします。 これは下水道分担金と滞納繰り越し分の実績によるものでございます。

2款使用料及び手数料でございますが、使用料につきまして、各処理区の実績による増減と滞納繰り越し分の増額分を合わせまして111万3,000円増額し、6ページの手数料を7,000円増額します。

同じく6ページでございますが、3款国庫支出金、4款県支出金は、実績による補 正でございます。

続いて、5款の繰入金、一般会計からの繰入金につきまして、説明欄のとおり金額が確定しましたので、総額2,230万4,000円減額するものでございます。

次に、歳出ですが、8ページから9ページまでの下水道管理費につきまして、一般 職給料7万6,000円の手当分の増額補正のほかは、ほとんどの経費につきまして実績 による減額でございます。

また、10ページの下水道事業費につきましても、委託料、工事費等の実績による減額であり、11ページの公債費につきましては、財源内訳の変更でございます。

以上、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

平成25年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算書(第2号)につきまして、 提案理由の説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ783万4,000円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,567万1,000円とします。

4ページをごらんください。

歳入の2款使用料及び手数料の下水道使用料を331万7,000円増額します。これは、 現年度分、滞納繰り越し分の実績による増額でございます。

また、4款の繰入金につきましては、皆減といたします。

5ページをごらんください。

次に歳出ですが、1款衛生費の下水道管理費では、ほとんどの経費について実績により減額するほか、基金の積み立ては42万円増額します。

また、2款予備費を27万3,000円減額します。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第39号でございます。専決処分の承認を求めることについて、地 方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の 規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

平成25年度立科町水道事業会計補正予算書(第4号)について、提案理由の説明を 申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出について、第2条、平成25年度立科町水道事業会計予算、第 3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

まず、収入ですが、第41款水道事業収益を928万2,000円増額し、2億7,113万6,000円とします。

内訳は、第1項営業収益で794万2,000円増額し、2億5,616万4,000円とし、第2項営業外収益で134万円増額し、1,495万2,000円とします。

次に支出ですが、第51款水道事業費用を928万2,000円増額し、2億7,113万6,000円 とします。

内訳は、第1項営業費用を363万7,000円、第2項営業外費用を418万1,000円、第3項特別損失を8万5,000円減額し、第4項予備費を1,718万5,000円増額するものでございます。

2ページをごらんください。

資本的収入及び支出、第3条、予算、第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,101万5,000円を1億2,636万6,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正します。

第61款資本的収入の第1項工事請負費を74万9,000円減額し、172万4,000円とし、 第71款資本的支出では、第1項建設改良費を1,539万8,000円減額し、1億2,809万円 とします。

続いて、3ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございます。営業収益794万2,000円は、主に使用料精 算による増でございます。

また、営業外収益134万円は、主に新規加入者の分担金の増によるものでございます。

次に、4ページの支出でございますが、営業費用、営業外費用、特別損失ともそれ ぞれ精算による減で、予備費により調整いたしました。 それから、次に、5ページの資本的収入及び支出のうち収入では、町道改良工事に伴う消火栓工事の負担金の減額であり、支出では、建設改良費の各目の工事請負費を工事内容の変更等により減額するとともに、営業設備費では、浄水器の購入、それから送信機の購入費を実質的により減額するものでございます。

以上、ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

議長(滝沢寿美雄君) これから質疑を行います。議案第37号 専決処分の承認を求めること について(平成25年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第5号))の質疑のある 方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[(なし)の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第5号))の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町白樺 高原下水道特別会計補正予算(第2号))の質疑のある方の発言を許します。質疑は ありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町 白樺高原下水道特別会計補正予算(第2号))の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町白樺高原下水道特別会計補正予算(第2号))は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて (平成25年度立科町水道

事業会計補正予算(第4号))の質疑のある方の発言を許します。質疑はございませんか。3番 小宮山 正儀君。

3番(小宮山正儀君) 5ページにございます、中央会議施設の整備費、この内容変更、当初 の発注とどのように変わったか、その内容を示してください。

議長(滝沢寿美雄君) 武重建設課長。

建設課長(武重栄吉君) ただいまの質問でございますが、24年から23、計画的に進めてきておるようでございます。その中で25年度、あの中の一応、基盤交換の予定をしておったところが、精査の結果、大丈夫だろうということで、その部分については、基盤についての交換はしなかったというふうに聞いております。

以上ですが。

議長(滝沢寿美雄君) ほかに質疑はございませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町 水道事業会計補正予算(第4号))の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度立科町水道事業会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認されました。

◎日程第14 報告第1号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第14 報告第1号 平成25年度立科町一般会計繰越明許費の報告 ついてを議題とします。

繰越明許費の報告を求めます。笹井総務課長、登壇の上、報告願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長(笹井恒翁君) 報告第1号 平成25年度立科町一般会計繰越明許費の報告ついてで ございます。

子ども・子育て支援法に基づく電算システム改修事業、それから信州の森林づくり 事業で行った森林造成事業、3事業目が、国の社会資本整備総合交付金事業により行 いました道路改良事業のこの3事業につきまして、平成25年度内に完了をしないため、 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度に繰り越しを行った報告 でございます。

説明は以上でありますが、よろしくお願いをいたします。

- 議長(滝沢寿美雄君) これで、平成25年度立科町一般会計繰越明許費の報告を終わります。
 - ◎日程第15 議案第40号~日程第18 議案第43号
- 議長(滝沢寿美雄君) 日程第15 議案第40号 東信地区交通災害共済組合規約の変更についてから、日程第18 議案第43号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入についてまでの4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長(笹井恒翁君) それでは、ご説明を申し上げます。

議案第40号から議案第42号までの東信交通災害共済組合関係の議案、また、議案第43号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入につきましては、昨年12月の議会全員協議会でご説明を申し上げました。

経過的には、今後も長期にわたりまして充実した共済事業を提供するため、両組合の優位な箇所を取り入れ、事務の効率化により経費の削減を図り、スケールメリットのある事業運営を目指すというものでございます。

それでは、内容のほうを申し上げます。

まず、議案第40号でございます。東信地区交通災害共済組合規約の変更についての 内容でございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の内容につきましては、第10条の次に次の1条を加えるということで、 第11条としまして、事務の継承について、組合の解散があった場合は、規約変更によ る変更後の東北信市町村交通災害共済事務組合がその事務を継承するということで、 附則で、長野県上小地方事務所長の許可の日から施行をするというものでございます。

これは、解散に先立ち組合の規約を変更し、事務の継承を規定したものでございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、議案第41号 東信地区交通災害共済組合の解散についての提案理由のご説明 を申し上げます。

地方自治法第288条第1項の規定により、平成27年3月31日をもって、東信地区交通災害共済組合を解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては、平成27年3月31日をもって解散をし、同年4月1日から、東 北信市町村交通災害共済事務組合が継承することとなります。議決いただきますよう よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第42号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第289条の規定により、解散に伴う財産処分を協議の上、定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容的には、東信地区交通災害共済組合の解散に伴い、次の財産は規約変更による 変更後の東北信市町村交通災害共済事務組合に帰属するということでございまして、 東信地区交通災害共済基金がその財産でございます。

議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第43号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入についての 提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成27年4月1日から、東北信市町村交 通災害共済事務組合に加入することについて、同法第290条の規定により議会の議決 を求めるものでございます。

規約を全文朗読するのは割愛をさせていただきますが、規約は全部で10条までございます。第2条が、組合を組織する地方公共団体について規定をされております。議案の裏面になりますが、別表ということで、第2条関係で組合を組織する地方公共団体、全部で22市町村によります事務組合が発足をするということでございます。

議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議案の説明は以上でございます。

議長(滝沢寿美雄君) これから質疑を行います。

議案第40号 東信地区交通災害共済組合規約の変更についてから、議案第43号 東 北信市町村交通災害共済事務組合への加入についてまでの4件について質疑のある方 の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

7番(橋本 昭君) 議案第40号並びに議案第42号の規約の中身の変更の内容でございますけど、事務承継の中の第11条の中に、「規約変更による変更後の東北信市町村交通災害共済事務組合」というふうに書かれておりますけども、この「規約変更による変更後」、この意味がちょっと理解できない。これは、第42条にも同じように書かれております。

唐突に、ここの規約の中に東北信市町村交通災害共済事務組合というものが、この 規約の中に入ってくるわけですけども、この「規約変更」というのは、今回の規約変 更、「の変更後」というのは、そこに変更後から唐突に新しい組合がここに名前が出 ておるわけですけども、何か承継するということを組合、この規約変更によって承継 するということならば、こういう書き方は、もうちょっとおかしいような気がします けども、この辺はご理解、どういうふうに理解されているのかお伺いいたします。

議長(滝沢寿美雄君) 笹井総務課長。

総務課長(笹井恒翁君) お答えをしたいと思います。

議員さん、今、言われたように、変更後についての規約であるということで、私どもの理解をしております。

この様式については、全て東信地区交通災害共済組合の中で統一した文面であるということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長(滝沢寿美雄君) 7番、橋本 昭君。

7番(橋本 昭君) 理解できているということですね、この意味が。「規約に変更による変 更後の」ということについては、理解をされているということですね。

こういう表現で、ほかのと統一したというのはわかるんです。統一だというのはわ かっていますけど、この意味する意味を理解されていますねということです。

議長(滝沢寿美雄君) 暫時休憩をします。

(午前11時51分 休憩)

(午前11時53分 再開)

議長(滝沢寿美雄君) 議事を再開します。

笹井総務課長。

総務課長(笹井恒翁君) 「規約変更による変更後の」ということでございますが、今回、北信の交通安全災害共済組合の組合と統合をするという中で、そちらの北信の事務組合の規約を変更した、その後の東北信、新しい組合に立科町も入っていくということで、内容はそういう内容になります。

議長(滝沢寿美雄君) 7番、橋本 昭君。

7番(橋本 昭君) ほかの組合の規約の変更というものは、ここの規約には関係ないわけですよ、基本的には。変更後っていうのは、ほかのところで変更された規約だということでしょう、今の説明は。いや、この規約には関係ないことでしょう。

だから、これ、単純にこちらのほうは、「規約変更による変更後」なんてこと、規 約変更による変更後というのは、ほかの組合の変更のことを言っているだけであって、 この規約という変更というのを誤解を招きますよね、この規約じゃないわけですから。 他のとこの規約であるわけですから。

だから、これは単純にあった場合は、「東北信市町村交通災害共済事務組合が、その事務を承継する」とすればいい話であって、こんな「規約変更による変更後」というような、わかりにくいような表現をする必要はないというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

議長(滝沢寿美雄君) 森澤副町長。

副町長(森澤光則君) では、私のほうから説明をさせていただきます。

今回、東信地区の交通災害共済組合と北信地区の交通災害共済組合が、一緒になる

わけでございますけれども、東信は解散いたしますけれども、北信の組合はそのまま 残る、北信の共済組合を改名、名称を変えて東北信にしていくということでございま すので、規約変更による変更後というのの規約変更というのは、これは北信の共済組 合の規約を変えるということです。

議長(滝沢寿美雄君) 7番、橋本 昭君。

7番(橋本 昭君) 説明がわからんです。だけど、こちらの規約に、ほかの他の規約の変更、何も書かないで規約変更ということは、説明をしなきゃわからないわけですよ。説明をされて初めてわかる表現ですよね。そんなことはあり得ないですね。規約変更という、この規約を変更するのに、説明を受けなければわからないような規約変更は、あり得ないじゃないですか。

だから、これは東北信市町村交通災害共済事務組合というのが、一つ新しくあるわけですわね。変えて改称したわけでしょう、相手側。改称したわけでしょう、名前を。 (発言の声あり)ないか。(発言の声あり)

いや、ないんですけど、今の説明は、前の規約を変更してという、ほかの組合変更 して改称すると言いましたでしょう。 ((だから改称もだよね)の声あり)

改称するという説明があった。あるんじゃないですか。ただ名前を変えるだけでしょう。組合はあるんですよね。住所変更だけでしょう。

だから、ここの規約変更による変更というのは、相手の規約変更による変更と、規 約をここを書くこと自体がおかしいじゃないですか。当然、これを理解する場合は、 規約変更というのは、この規約の変更だと思うじゃないですか。 ((残して名前変え なきゃ、そっちにいかないもんな)の声あり)

まあまあ、これは、皆さん、統一した形でやっておられますけども、ちょっと疑義 があるということで、一応、質問をさせていただきました。

議長(滝沢寿美雄君) ほかに質疑はございませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号 東信地区交通災害共済組合規約の変更についての採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 東信地区交通災害共済組合規約の 変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 東信地区交通災害共済組合の解散についての採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 東信地区交通災害共済組合の解散 については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についての採 決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 東信地区交通災害共済組合の解散 に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入についての採決を します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東北信市町村交通災害共済事務組 合への加入については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は1時30分からです。

(午後零時01分 休憩)

(午後1時30分 再開)

- 議長(滝沢寿美雄君) 休憩前に戻り、議事を再開します。
 - ◎日程第19 議案第44号
- 議長(滝沢寿美雄君) 日程第19 議案第44号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定に ついてについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長(笹井恒翁君) 議案第44号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について、 提案理由の説明を申し上げます。

条文の朗読は、割愛をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、町税 条例の一部を改正するものでございます。

内容のほうを申し上げます。

第34条の4につきましては、法人税割の税率を規定したものでございます。

法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことによります引き下げでございます。「100分の12.3」を「100分の9.7」に引き下げるものでございます。引き下げ相当分は地方交付税で対応すると、こういうことになっております。

次に、第82条でございますけれども、軽自動車税の税率の引き上げでございます。

第2号ア中、「専ら雪上を走行するもの年額2,400円」を「専ら雪上を走行するもの年額3,600円」に、また同号イ中、これは農耕作業用のものでございますが、「1,600円」を「2,400円」とし、1.5倍に、その他のもの、フォークリフト等でございますが、「4,700円」を「5,900円」、1.25倍に改正をするものです。

附則第19条の3につきましては、法改正による株式等の譲渡に係る町民税の所得計 算の特例について規定をしたものでございます。

附則第21条の2につきましては、法改正に伴う条ずれの整備でございます。

施行期日でございますが、それぞれ施行期日が違っております。

まず、34条の4につきましては、本年10月1日でございます。

附則19条の3につきましては、平成27年1月1日。

第82条につきましては、27年4月1日。

附則の21条の2につきましては、28年1月1日からの適用となります。

経過措置につきましては、改正前の扱いについては従前の例によるという内容でご ざいます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◎日程第20 議案第45号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第20 議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。青井町づくり推進課長、登壇の上、願います。

〈町づくり推進課長 青井 義和君 登壇〉

町づくり推進課長(青井義和君) 議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科温泉「権現の湯」も平成10年4月開館以来、本年度をもって17年目を迎えることになりました。この間、町内外から多くの皆様にご来館、ご利用をいただき、この6月中には入館者総数が350万人に達する見通しとなりました。改めて、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回、条例第5条、使用料及び手数料にかかわる別表の一部を改正をお願い をするものでございます。 権現の湯の使用料につきましては、本年4月から消費税が3%引き上げとなりましたが、平成10年の開館以来、大人400円、子供200円を基本に、現在まで同一の料金をいただいているところでございます。

また、期間券につきましては、平成20年2月に年間券、半年券が1回券に比して格差があり過ぎるとの町民の皆さんの意見に対処し、一部引き上げを行ってきたところであります。現在、期間券の割引率は1日券400円の料金に対して、期間券利用者が最大限利用すると、1日当たり100円程度で、71から73%の割引となっており、依然として格差が大きく、また公平感に欠ける状況にあります。

こうした状況の中、最近の特徴として、期間券を購入する利用者がふえている傾向にあり、さらに1日券、回数券との入館料のバランスを再考していく必要があることから、新たな割引率を設定するとともに、入館券の販売システムを変更してまいりたいと考えております。

今回、この格差を是正するとともに、利便性を考慮した回数券方式に改めるため、 期間券制度を廃止し、新たに50回、100回、200回の回数券方式を導入し、さらに町民 の皆様には回数のプレミアムをつけながら、販売方式もプリペイドカード方式に変更 していくものでございます。

この条例は、平成26年8月1日から施行する予定でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い 申し上げます。

◎日程第21 議案第46号~日程第24 議案第49号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第21 議案第46号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第24 議案第49号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。武重建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 武重 栄吉君 登壇〉

建設課長(武重栄吉君) それでは、議案第46号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を 改正する条例制定についての提案説明をいたします。

次ページ、ごらんいただきたいと思います。

立科町生活排水共同処理施設条例(平成20年立科町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中、「立科町下水道条例施行規則(平成8年立科町規則第1号)に準ずる」を「立科町下水道条例(平成8年立科町条例第7号。以下「下水道条例」という。)を準用する」に改める。

第17条中、「立科町下水道条例(平成8年立科町条例第7号)」を「下水道条例」 に改める。これは、使用料徴収に関し、従量等を変更し、明文化するためのものでご ざいます。

附則として、この条例は、平成26年7月1日から施行します。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第47号 立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例制定についての提案説明をいたします。

次ページをごらんいただきたいと思います。

立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成15年立科町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中、「徴収する」を「毎月徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは、二月分をまとめて徴収することができる。」に改める。これは、使用料徴収に関し、明文化するためのものでございます。

附則として、この条例は、平成26年7月1日から施行すると。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第48号でございます。立科町下水道条例の一部を改正する条例制 定についての提案理由を説明いたします。

次ページをごらんいただきたいと思います。

立科町下水道条例(平成8年立科町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中、「徴収する」を「毎月徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは、二月分をまとめて徴収することができる。」に改める。

これにつきましても、使用料徴収に関し、明文化を図るためのものでございます。 附則としまして、この条例は、平成26年7月1日から施行する。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第49号でございます。立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由を説明いたします。

次ページをごらんいただきたいと思います。

立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例(昭和50年立科町条例第7号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項中、「徴収する」を「毎月徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは、二月分をまとめて徴収することができる。」に改める。

やはりこれも、使用料徴収に関し、明文化するためのものでございます。

附則として、この条例は、平成26年7月1日から施行する。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第25 議案第50号~日程第26 議案第51号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第25 議案第50号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等 に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第26 議案第51号 立科 町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定に ついてまでの2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長(笹井恒翁君) 議案第50号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

改正分でございますが、第2条第1項中、「400人」を「380人」に改めるというも のでございます。

第2条は、定員について規定した条文でございますが、現状に定員数を合わせていくということで改正をするものでございます。

附則で、平成26年10月1日より施行するということでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第51号 立科町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する 条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

改正分でございますが、別表を次のように改めるということで、別表の改正になります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、消防団員の退職報奨金支給額を改定するものでございます。最低支給額を20万円とし、その他のそれぞれの区分について一律5万円の引き上げを行うものです。これは、消防団員を中核とした地方防災力の充実強化、住民の安全の確保を目的としたものでございまして、活動の実態に応じた団員の処遇改善のため、改正をするものです。

なお、この条例の施行は、公布の日からとし、平成26年4月1日からの適用とする ものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◎日程第27 議案第52号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第27 議案第52号 平成26年度立科町一般会計補正予算(第 1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長(笹井恒翁君) 議案第52号 平成26年度立科町一般会計補正予算(第1号)につい

て、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正は、総額にそれぞれ1億4,624万2,000円を追加をし、総額を44億9,124万2,000円とするものでございます。

5ページをお願いをしたいと思います。

債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加をするものでございますが、これは、 地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為として予算で定めるものでござい ます。

事項としては、町勢要覧作成業務委託であります。期間は、平成27年度までであり、限度額は180万円でございます。平成26年度当初予算においてお認めをいただいておりますが、町勢要覧の作成につきましては、町の概要等、60ページほどのボリュームを予定をしております。発行部数は3,000部、全戸配布としまして、事業費236万円を見込み、後年度についての180万円の債務負担行為であります。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳入でございますが、1款町税、2項固定資産税で1,000万円の増額を見込みました。

10款1項地方交付税では、2月の豪雪災害復旧費、川西赤十字病院運営費補助等に 対する特別交付税4,000万円を増額で見込みました。

13款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、8月より実施する温泉館の期間券から回数券への移行による温泉館使用料増を見込みました。

14款国庫支出金、2項国庫補助金は、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、 給付事業補助金及び9ページのがんばる地域交付金の内示による増額を計上いたしま した。

15款県支出金、2項県補助金の3目農林水産業費県補助金では、経営体育成支援事業配分額396万円の計上をいたしました。これは、事業費の30%相当でございます。4目土木費県補助金は、三才山、新和田トンネル有料道路利用者負担軽減事業を新たに計上いたしました。補助率は20%でございます。6目教育費県補助金では、ふるさと交流館の充実を図る地域発元気づくり支援金事業採択による計上でございます。8目災害復旧費県補助金は、2月の豪雪による災害施設の撤去、修繕、再建費の補助金7,633万円を新たに計上いたしました。

20款諸収入は、3項貸付金元利収入で、有害鳥獣駆除対策協議会への貸付金収入増の計上でございます。

10ページをお願いをいたします。

4項雑入の1節総務費雑入では、コミュニティ助成事業、3地区への交付額決定に伴う補助金570万円を計上、9節土木費雑入は、三才山、新和田トンネル有料道路回数券売払収入187万5,000円を見込みました。

続いて、11ページからの歳出でございますが、関係する全ての款において、特別職

の職員で、常勤の者等の給与に関する条例の一部改正による減額、昇格及び人事異動 に伴う人件費を補正をいたしました。

12ページから説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費の3目財産管理費は、庁舎管理経費で、微量のポリ塩 化ビフェニルを含んだトランス1基の処分委託料及び庁舎防犯監視カメラ装置故障に 伴う更新工事費、計121万8,000円の計上、5目企画費は、町づくり事業経費で、ス キー場複合多角化調査委託料、コミュニティ助成事業補助金として、計638万1,000円 を計上いたしました。

13ページの下段になりますが、7項コミュニティ費は、期間券から回数券への移行による必要経費131万2,000円を増額いたしました。

15ページをお願いをいたします。

3 款民生費、1項社会福祉費は、5 目臨時福祉給付金等給付事業経費で、給付事業 に係る臨時職員賃金等必要経費107万2,000円を増額。

16ページ、2項児童福祉費、3目保育所費では、施設修繕料等42万円の増額。 18ページをお願いします。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費は、正職員配置による臨時職員賃金を減額、 2目予防費では、健康管理システム追加設定料、また妊娠を希望する女性及びその同 居者に対する風疹予防接種費用補助金を増額計上いたしました。

19ページ、3目母子保健費では、必要経費の計上であります。

20ページをお願いします。

5款1項農業費は、3目農業振興経費で、野生鳥獣調査用機材購入負担金、及び豪雪による緊急対策として植えかえ用果樹苗木代の補助、また有害鳥獣対策協議会への貸付金15万7,000円を増額計上いたしました。8目農地・水・環境保全向上対策費は、多面的機能支払事業の交付団体が2団体ふえたことによる増額、9目農業再生事業費は、経営体育成交付金396万円を増額計上いたしました。

21ページ下段、6款商工費、2項3目観光施設費は、丸太ベンチ20基の更新費用でございます。

22ページ、7款土木費、1項土木管理費の1目土木総務費で、樽ヶ沢地積町有地造成工事費、残土処理場になりますが、この経費302万4,000円、有料道路利用者軽減事業負担金300万円、計602万4,000円を増額計上いたしました。

次に、23ページでございますが、2項道路橋梁費、2目道路新設管理舗装費は、財源内訳の変更であります。3目交通安全施設整備費は、除雪に伴うガードレール等、安全施設の補修修繕料を計上いたしました。6目社会資本整備総合交付金道路整備事業費は、町道平林真蒲線配水管布設がえ、延長230メートルの工事負担金の増額を計上いたしました。

24ページ、5項下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金の減額であります。

次に、8款1項消防費、1目非常備消防費は、議案第50号で条例改正案を上程して ございますが、団員定数を400名から380名に減員することによる減額、また副団長を 1名増員にしていくということによります増額の差し引き26万3,000円の減額計上で ございます。3目消防施設費は、防火水槽修繕設計委託料。

25ページに移りますが、消火栓1基の交換工事費負担金の増額計上をいたしました。 4目の防災費は、防災関係経費で、防災マップ作成費、防災計画修正業務委託、防犯 灯新設工事費の増額、防災情報通信設備整備事業経費は、町内全域への防災情報伝達 の整備に向けた調査基本設計業務委託料を計上いたしました。

26ページに移ります。

9 款教育費、1項2目事務局費は、小中学校教室天井への扇風機設置工事費1,500 万円が主なものでございます。

27ページ、2項小学校費は、1目学校管理費で、必要経費と臨時職員賃金の増額、 3項中学校費は、1目学校管理費で、施設修繕料、水晶式親時計更新費用等の増額計 上であります。

28ページ、4項社会教育費は、1目社会教育総務費で、元気づくり支援金採択に伴う科目がえ及び財源内訳変更が主なものでございます。

29ページ、2目公民館費は、必要経費の計上、5目文化財保護費は、科目がえでございます。6項施設管理費は、元気づくり支援金事業への科目がえによる減額となります。

30ページをお願いします。

10款災害復旧費、1目農業災害復旧費は、被災農家に対するパイプハウス等撤去修繕再建費補助金として9,870万円を計上をいたしました。

歳入歳出との差額は、予備費で調整をいたしました。

また、31ページから35ページは、給与関係の資料であります。参考にお願いをしたいと思います。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

◎日程第28 議案第53号~日程第29 議案第54号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第28 議案第53号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてから、日程第29 議案第54号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。武重建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 武重 栄吉君 登壇〉

建設課長(武重栄吉君) それでは、議案第53号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正 予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ132万3,000円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,045万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。

歳入について、款5目1の一般会計繰入金を特環管理経費分1万9,000円、公債費 償還利子分130万4,000円、計132万3,000円を減額し、2億9,207万8,000円といたしま す。

次に、5ページの歳出でございますが、款1目1下水道等管理費132万3,000円の減額は、主に職員の異動に伴うものであり、公債費については、財源内訳の変更でございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第54号ですが、平成26年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、平成26年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成26年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものです。

第41款水道事業収益 3 億930万4,000円を第 1 項の営業収益33万5,000円増額し、 3 億963万9,000円とします。これは、3ページの当補正予算実施計画書中の収益的収 入及び支出の収入にあるとおり、消火栓修繕の増によるものでございます。

次に、51ページの51款水道事業費用は、第1項営業費用を81万6,000円増額、そして第4項の予備費を48万1,000円減額し、3億963万9,000円とします。これは、3ページの支出にあるとおり、消火栓の修繕増による受託工事費と代替施設、用水維持費負担金増による原水及び浄水費の増が主なものでございます。

次に、戻っていただいて2ページですが、資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

第61款資本的収入986万4,000円を第6項の負担金725万8,000円増額し、1,712万2,000円とし、第71款資本的支出1億4,852万8,000円を第1項建設改良費725万8,000円を増額し、1億5,578万6,000円とします。これは、当補正予算実施計画中の4ページにあるとおり、町道改良工事に伴う配水管布設がえ工事によるものでございます。

次に、2ページの議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですが、第4条予算第5条中、(1)職員給与費2,094万9,000円を2,097万6,000円に改めるものでございます。これは、共済費2万7,000円の増額によるものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

◎日程第30 議案第55号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第30 議案第55号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算 (第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長(今井一行君) 議案第55号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算(第 1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条、平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

第51款索道事業費用の予算総額は変更なく、4億5,959万2,000円でございます。第 1項営業費用を447万8,000円減額し、4億2,529万8,000円に改めるものでございます。 第3項特別損失を28万円減額し、153万6,000円に改めるものでございます。第4項予 備費を475万8,000円増額し、2,475万8,000円に改めるものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございまして、 予算第6条中、(1)職員給与費を2,648万円に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

支出の51款索道事業費用の総額は変わりませんが、第1項営業費用の第1目リフト営業費用を463万5,000円減額し、1億7,198万6,000円に改めるものです。第1節給料は29万8,000円を増額し、2節手当は47万8,000円の減額、3節賞与引当金等繰入額は100万1,000円を増額し、第4節退職組合負担金は5万円増額し、6節賃金は261万円減額するものでございます。これらは、人事異動及び任期付職員の採用に伴うものでございます。第6目資産減耗費15万7,000円の増額は、車両の廃車に伴う固定資産除却費の増によるものでございます。第3項特別損失、第5目その他特別損失を28万円減額し、153万6,000円に改めるものです。これも人事異動及び任期付職員の採用に伴うものでございます。第4項予備費を475万8,000円増額し、2,475万8,000円に調整いたしました。

3ページをお開きください。

平成26年度索道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

4ページから7ページは、給与費明細書でございまして、4ページは総括、5ページは増減額の明細、6ページ及び7ページは給料及び職員手当の状況でございます。 よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。 ◎日程第31 請願第1号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第31 請願第1号 憲法解釈の変更による「集団的自衛権」行使 容認に反対する意見書提出を求める請願を議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。8番、山浦妙子君、登壇の上、説明願います。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番(山浦妙子君) 8番、山浦妙子です。

請願第1号 憲法解釈の変更による「集団的自衛権」行使容認に反対する意見書提出を求める請願について、紹介議員として提案説明を行います。

この請願は、立科町大字塩沢121番地、9条を守るたてしなの会代表の二川 透さんより、5月20日に提出されたものであります。

安倍首相は、解釈改憲派が顔をそろえている私的諮問機関である安保法制懇が先月 の15日に提出した報告書を重要な根拠として、アメリカの戦争のために日本の若者が 血を流す集団的自衛権行使へ執念を燃やしています。

集団的自衛権とは、自分の国が攻撃を受けているわけでもないのに同盟国の戦争に参加する権利です。第2次世界大戦後に起きた戦争のほとんどで、集団的自衛権の行使が大義名分に使われてきました。その典型がベトナム戦争であります。アメリカは、南ベトナム政府の要請があったとして、集団的自衛権を理由にして、1965年に北爆を始めました。

つまり、大きな国による戦争開始の口実として、また同盟国の参戦連鎖を引き起こしてきたのが集団的自衛権です。5月14日付の信毎の社説でも、この集団的自衛権行使を認めると、日本のブランド品であり、世界に誇れるものとなっている憲法9条は、歯どめとしての意味を失うと指摘し、自分の国が攻撃を受けていないのに反撃すれば、争いを呼び込むことになると警鐘を鳴らしています。

安倍首相は、国民向けの会見や答弁で、国民の命と暮らしを守るなどと、プラスのイメージばかりを強調し、想定され得る危険については語ろうとしておりません。集団的自衛権を理由にした、アフガン戦争に参戦したNATO機構の諸国の犠牲者が1,000人を超えていると言われています。

仮に、私たちの国で集団的自衛権の行使が認められていたら、自衛隊も戦闘への参加を求められた可能性も否定できません。安倍首相の説明で欠けているのは、集団的自衛権の行使によって日本の自衛隊や私たち国民がこうむるリスクです。最悪の場合、戦後初めとなる戦死者を出すことになるかもしれません。

政府が3日の与党協議で示した戦闘地域での自衛隊の活動拡大方針は、海外での武力行使を禁ずる憲法9条を解釈改憲し、根底から破壊する大きな転換であります。また、海外で自衛隊に認める武器使用の範囲拡大に向けた調整も本格化させています。

日本国憲法は、多くの犠牲者の血の上にかち取ったものであります。今こそ私たちは、この日本国憲法を守らなくてはなりません。外国で人を殺したり殺されたりする 事態は、許してはなりません。戦場へ行くのは、私たちの大事な孫や息子たちであり ます。

以上、いろいろと申し述べましたが、集団的自衛権を命の重さの観点から深く掘り 下げていただき、採択賜りますようよろしくお願いいたします。

◎日程第32 陳情第2号~日程第34 陳情第4号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第32 陳情第2号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」に反対する意見書提出に関 する陳情書から、日程第34 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求め る陳情書までの3件は、5月21日までに受付をしました。

これらについては上程をいたしましたが、ご意見をお持ちの方は、質疑の際にお願いをいたします。

また、審査については、質疑終了後、所管委員会に付託する予定であります。本日は日程を全部終了しました。これで散会とします。ご苦労さまでした。

この後、2時半より第1委員室で土地開発公社の理事会を行います。その後、引き 続き全員協議会を行いますので、よろしくお願いをいたします。全協終了後は、議会 だより編集委員会を第1委員会室で開催をいたします。委員は参集を願います。

(午後2時21分 散会)